

情報公開法に関する意見

私は、過去、情報公開法に基づく開示請求に対応したことのある地方公務員であり、第3回検討会での、千葉県をはじめとする地方公共団体各位のご意見とも共通する点がありますが、以下の点について意見を申し上げます。

行政の透明性を確保するという観点から、情報公開法が制定された趣旨は十分に理解できますが、実態として、情報公開法の運用に当たっては、「・・・に関する全ての行政文書」といった開示請求が来ており、このような請求が来た場合、これを担当する職員は、通常の業務に加えて、該当する全ての行政文書を調べ出して、当該文書の1ページ1ページに、非開示情報がないかというチェックをする必要があり、信じられないほどの業務負荷がかかることとなります。

もちろん、情報公開法の施行にあわせて、各行政機関とも、情報公開対応の窓口を設けているのが一般的だとは思いますが、実際に文書の開示・非開示の決定をするのは、当該文書を保有している責任課・担当者になります。こうした責任課・担当者においては、議会対応や各種行政手続の執行、住民からの問い合わせ・苦情といった通常の行政事務があり、これを通常どおり行いつつ、上記の開示請求対応の業務を付加的に行う必要があります。

検討会のメンバーである小早川座長、藤原座長代理を始めとする委員の先生方、あるいは、事務局を勤めている総務省の藤井政策統括官、福井審議官といった政府の高官の方にも、ぜひ、イメージしていただきたいと思います。現在の、皆様のお仕事に加えて、皆様の部屋にある全ての文書(本や論文など色々あるでしょうが)を1ページ1ページ調べて、その中に個人情報など非開示情報に当たる情報がないか否かをチェックすることを。皆さんには、大学教授の先生であれば助手の先生や学生にやらせればいい、政府の高官の方であれば、担当者にやらせればいい、と簡単にお思いでしょうが、「やらされる」学生や担当者の身にもなってみてください。

実際、私は過去対応した開示請求のため、業務の忙しい通常の勤務時間では対応できず、週末出勤、年末年始の休みを使って、何とかチェックをしたことがあります。このために、年末年始に予定していた家族旅行もキャンセルしました。

これは、「行政の透明性の確保」という目的のために、あまりに職員に負担をかけるものであり、机上の論理としては正しいかも知れませんが、現実問題としては、決してバランスの取れた制度とは考えられません。「組織の問題であるから、組織で対応すればいい」という意見があるでしょうが、実際には、行政文書については、責任課・担当者が定められており、当該担当者が確認しなければ、判断できないというのが実態です。

このように、個々の職員に対して、通常業務とは異なる過剰な業務負荷をかけることを前提としている現行制度については、抜本的な解決策を検討してもらいたいと考えます。